

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年5月13日開催分）

司会者：それでは、時間になりましたので、裁判員経験者の意見交換会をこれから始めさせていただきます。

裁判員経験者の皆様には本日お忙しい中、意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。

私は大阪地裁第1刑事部の裁判官の芦高と申します。本日の司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の意見交換会には検察官、弁護士、裁判官がそれぞれの立場から参加していただいております。私のほうから御紹介させていただきますので一言ずつ御挨拶をお願いします。

まず、検察官の井上検察官です。

井上検察官：井上と申します。

現在、大阪地検の公判部に所属しております。よろしくお願ひします。

司会者：弁護士の山下弁護士です。

山下弁護士：弁護士の山下博行と申します。

裁判員裁判はこれまで7回経験したことがございます。常々、裁判が終わるたびに裁判員の方々はどのような感想を持ったのだろうかと思っておりました。今日はいろいろ御意見を聞かせていただけるだろうなと思います。その中でも、これはよかったというよりも、これは悪かったという点についてぜひお聞かせいただけると、今後の活動の役に立ちますのでよろしくお願ひします。

司会者：裁判官の小倉裁判官です。

小倉裁判官：第2刑事部の小倉と申します。

裁判員制度は平成21年に始まったときに鳥取で迎えまして、その後、京都で約3年、大阪では昨年の4月から担当しております。1番の方が担当された事件も含めて裁判員の方と御一緒させていただいて、多くの事件をやってまいりましたが、何件やってもまだまだ悩むことが多いところでありまして、どう

やっつらもっといい裁判ができるだろうと思っているところです。今日は皆さんの御意見を伺っていろいろと今後の裁判に役立てたいと思いますのでよろしく願いいたします。

司会者：それでは、本日の意見交換会の話題事項について私のほうから御説明をさせていただきます。

本日の1つ目のテーマですが、殺意などの故意や責任能力が争われる事案における検察官、弁護人の主張立証活動についてというテーマで皆さんの御意見、御感想をお伺いいたします。

これらの事案では殺意ですとか、責任能力という法律概念の理解を前提として、法廷で見たり、聞いたりした証拠に基づいて、人の内心ですとか能力という主観的な事柄について判断しなければならない、そういう過程をたどりま。裁判員の皆さんは恐らく難しいというふうに感じられた点も多くあったのではないかと思います。

評議で裁判員の方が活発に意見を交換するためには、まず、当事者が主張や立証を裁判員の方に分かりやすくしていただく必要があるかと思います。そして、それは検察官や弁護士だけではなくて、裁判所も公判前整理手続を通じて、裁判員の方に分かりやすい審理ができるように努力を続けているところです。

今日は、裁判員経験者が担当された事件について、果たして、審理が分かりやすいものになっていたのかどうか、必要かつ十分な主張立証がなされているかについて、ぜひとも忌憚のない御意見を伺って、今後の改善につなげていきたいと考えております。

法廷での審理は、冒頭手続の後、検察官、弁護人の冒頭陳述、書証の取り調べですとか、証人尋問などの証拠調べ、そして、論告弁論、このような手続があります。それぞれの審理の段階に分けて御意見を伺おうと思っております。

そして、その後、守秘義務についての感想や御意見を伺いたいと思います。

それから、最後に、今日、司法記者の方も出席していただいておりますの

で、司法記者のほうからの質問と、それに対する応答の時間があります。

それでは、まず、私のほうから裁判員経験者の方々が担当された事件の大まかな内容を説明させていただきます。

そして、裁判員経験者、それぞれの方から全般的な感想についてお話をしていただければと思います。

まず、1番さんが担当された事件について、私のほうから御紹介させていただきます。

1番さんが担当された事件は、被告人が居酒屋で被害者からその言動を注意されたことに腹を立てて、文化包丁で被害者の体を1回突き刺してけがを負わせたが殺害するには至らなかった、という事案でした。被告人に殺意があったのかどうか、そして責任能力の程度が問題になった事案と聞いております。

実際、この事件を担当されて、全体的な御感想とか、あとどのような点に判断で迷われたのかについてお聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者1：心神耗弱というんですか、いろんな病気があって、その犯罪をしたのは、その病気のせいであるようなことだったんですけど、小さいときからいろいろ小さい事件とかいろいろなものを重ねていて、その都度軽いもので出たり入ったりしてるもので、出ても、働かんと生活保護なんかを受けたりして、そしてまた悪いことを繰り返したりとかするもんで、そやから私はその犯罪者の親なり家族の身になっていろいろ考えたりして、やっぱり親やったら、被害者の方に申しわけない、それなりの罰を受けて罪は償ってもらって出てきたほうがいいのかなと思うたりもしました。やっぱり被害者側のほうの考えも考えたり、いろいろして。だから、小さいときのいきさつとか、そんなんでこういうふうになったんやとかいろいろあったんですけど、それは一概に言えないと思うんですよね。小さいときから親御さんがおらなくても立派に成長してまともに働いている人もたくさんおりますし。そやから、やっぱり悪いことしたら、悪いことしたなりの罪をちゃんと償ってもらって罰を受けてもらいたいと思います。

司会者：担当された事件の全体的な感想としてはそんな御感想だったということ
でよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。で、私は年もいって学もないんですけど、私の思
うてることとかいろいろなことも裁判官さんもいろいろ聞いてくださったり、
意見も言わせてもらったり、今までに経験したことの無いことを経験させても
らったりして自分なりによかったと思っています。

司会者：ありがとうございます。

それでは、2番さんが担当された事件について御紹介させていただきます。

2番さんの事件は、母親である被告人が自分の娘を自宅の浴槽に沈めて溺死
させたという事案です。いきさつとしては、娘さんに知的障害があつて、そし
て難病を発症していたという事情があつたようです。事件の争点は責任能力が
あつたのか、なかつたのかという点が大きな争点となつたという事案です。

御感想をお願いいたします。

裁判員経験者 2：加害者も被害者も同じ家族の方ということで、置かれていた状
況とか、いろいろなものがかなり不幸な状況で、非常にかわいそうな事件だつ
たと思います。

争点になつたところですね、心神耗弱なのか、心神喪失なのかというところ
で、それを検察の方と弁護側とで争われたんですけども、実際にはその事件当
時に被告の方がどのような考えを持って、どういう行動をされたかというところ
を評議で行いました。

司会者：そういう責任能力の判断で非常に悩まれた点については、後で詳しくお
聞きしたいと思います。

それでは、3番さんが担当された事件ですけれども、これは被害者の方が被
告人にとっては知人という関係にあつて、被害者の方の首を手で絞めてけがを
負わせたが殺害するには至らなかつたという事案です。

争点は、果たして両手で首を絞めたのかどうか、そして、殺意があつたのか
どうかという点が争点になっておりました。

全般的な感想をお願いいたします。

裁判員経験者 3：まず、この裁判員に選ばれて私自身の感想として、当初、昨今被害者支援ということが言われていますので、多分、私が裁判員になっているいろんな証拠書類を見た段階では、やはりその被害者の立場に立って判断するんだろうなと思っておりましたが、結果、被害者、加害者が知人であるですとか、例えば被害者、加害者の証言に基づいていろんなことを判断すると、やはり被害者が一方的に被害を負ったという事件ではなく、結局、被告人にも情状の余地がたくさんあったというところで、いい経験をさせてもらったというところが率直な感想でございます。

司会者：事件というのは被害者もいるけれども、加害者についてもいろんな事情があるということが分かって非常にいい経験であったと、そのような御感想を持っておられる。そういうことでよろしいでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：それでは、4番さんの事件ですが、ちょっと今回の経験者の中では一つ毛色の変った事件でして、事案としては外国人である被告人が関西国際空港でスーツケースにヘロインを隠匿して輸入したという事案でした。

客観的に被告人がヘロインが隠匿されたスーツケースを持って税関を突破しようとしたことは争いはなかったんですけれども、被告人が果たしてスーツケースにヘロインが隠されているということを分かっていたのかということが争点になった事案でした。

よろしく申し上げます。

裁判員経験者 4：特殊というか、まず、英語ではなかったもので、スワヒリ語という、聞いたことがないような言葉で争われました。こちらから質問をしても、向こうからの質問をしても一度通訳を介さないといけなかったもので、大変時間のかかる事案でした。

まず、思ったのが、選ばれて、人間が人間を裁いていいのかということ是最初に思いました。でも、その中で裁判官とか裁判員の方が一生懸命話し合っ

て、最終的にこういうふう結論を出すんだなというのが分かって、いい経験はさせてもらいました。

司会者：ありがとうございます。

次に、5番さんが担当された事件ですが、被告人が夫と夫婦げんかになって、包丁で夫の腹部を1回突き刺してけがを負わせたけれども殺害するには至らなかったという事案です。この事件につきましても、殺意があったのかどうかということが争いになったという事案です。

全体的な感想をお願いいたします。

裁判員経験者5：被告人が被害者の方のおなかを包丁で刺したということなんですが、それだけ見れば被告人の方が非常に悪いような印象を受けるんですが、被告人の方が逆にかわいそうじゃないかというぐらいのことが事前に行われて、また、旦那さんのほうから暴力を受けていたとか、被告人と被害者の立場が感情論的には逆になってしまっているような事件であって、最初からちょっと感情移入のところがおかしくなっているんだなあというところがありました。一方的に刺したほうが悪いんだというような印象からスタートしなかったものですから、その辺がちょっと取っかかりとしては何かうーんという感じでした。

それとあと、テレビドラマなんかを見ているといろいろな証言やいろいろな証拠がどんどん出てくるんですが、ほとんどは確かなものが余らないという状況証拠ばかりで、このときの心理はどうだったんだろうかということ推察で状況に肉づけしながら考えていくようなことをしなくてはいけなかったように思っています。そうすると、なかなか裁判というものは難しいものだなという印象を非常に受けました。

あと評議の場において、ディスカッションすることに、裁判員全員がなれていないということが非常に印象に残っておりまして、とにかくよく脱線してしまうと。事前にこういう練習を何回かしておけば全然、一般の方でも普通に議論が可能だったんだと思いますけども、やはり非常に内容をぐっと圧縮して段

階を踏んで進めていく中で、経験値のある方、ない方、ディスカッションになれている方、なれていない方の中で、かじ取りというか、そういったものを握ってしまう人が裁判員の中に出てくるような感じが全体的な印象として残っています。

司会者：ありがとうございます。やはり皆さん、今回、それぞれ担当された事件は殺人事件であったりとか、殺人未遂事件であったりとか、加害者とされる被告人、それから、被害者とされる人とのいろんな人間関係が問題になって、そしてその延長線上で起きた事件だったということです。また、薬物の輸入事件というのは一般の人にとってはなかなかなじみがないというか、非常に分かりづらい事件ということがあったと思います。それからやはり皆さん、こういう刑事裁判を恐らく実際に法廷でその審理を初めて経験され、しかも、こういう争われている事件についてのいろんな判断をしなければならないということで、非常に御苦勞があったと思います。

これから、手続の流れに従って、今日のテーマというのは、先ほど出席されている弁護士の方からも説明がありましたが、特に当事者の活動について、何か皆さんから有益なアドバイスをいただけないかということです。その点について皆さんにお話をお聞きしたいと思います。

まず、当事者の冒頭陳述が証拠調べの最初に行われております。証拠調べの中心は書証の取り調べですとか、証人尋問ということになりますが、これに先立って検察官、弁護人からそれぞれがどういう主張をしているのか、そして、その主張をどのような証拠により立証しようと考えているのかということについての御説明があったと思います。

証拠調べがドラマの本番だとしますと、冒頭陳述はその予告ということになるかと思います。冒頭陳述というのは、ある意味では検察官、弁護人がこれからの証拠調べの中で指し示しているガイドマップのような役割を果たしているかと思っています。そのようなガイドマップ、あるいは番組予告としての機能が十分果たされていたのかどうか、もし、そういう機能が果たされていなかったとし

たら、どの辺りに問題があったのかということについてお話をお聞きしたいと思います。

これもまた1番さんから順番にお話をお聞きするんですが、先ほど事案の概要について御説明をさせていただきましたが、1番さんが担当された事件については、まず、殺意があったのかどうかという点と、それから、あと責任能力という点が問題になりました。

殺意の点については、検察官の冒頭陳述を見ますと、殺意の一般的な概念の説明があって、そして、検察官はどのような事実によって殺意を立証しようと考えているのかというような説明があったかと思います。

あと、責任能力の点について、責任能力の概念の説明があって、そして、検察官の主張としては、要するに、完全責任能力の主張だったと思いますが、完全責任能力が備わっていたことを示す事実を幾つか挙げておられたと思います。

これに対して弁護人の冒頭陳述ですが、まず、殺意が認められないという主張と、それから責任能力の点については、これは被告人には精神疾患があって、心神耗弱という主張がなされていたと思います。

まず、担当された事件から時間がたっておりますけれども、今お手元に検察官の冒頭陳述メモと弁護人の冒頭陳述があるかと思いますが、今から思い返されて、当事者の冒頭陳述書を見て、その分かりやすさという点から見てどのような御感想をお持ちでしょうか。どの辺りが判断の分かれ目になるのかとか、これからの審理の中でどの点が主に問題になるんだろうかとかというところはさっと頭に入りましたでしょうか。

裁判員経験者1：被害者の人はお客さんで座ってて、うるさいと言ったので、腹を立てたというんですけど、それがきっかけなのか何かは私にはちょっと理解しにくいし、だからといって、犯人側が精神疾患で、かあつとなって包丁を持ってきたというのはつながるような感じもしますし。

司会者：事案のストーリーとしては、どちらかというところ、検察官のストーリーの

ほうが理解できたということですか。

裁判員経験者 1：私なりにはそうかなあとって、一応理解させていただきました。

司会者：では、続いて、2番さんの御意見を伺いたいと思います。

2番さんの事件は先ほど御紹介いたしましたけれども、要するに、責任能力が争点となっていた事件です。それぞれ事件までのいきさつとか、それから殺害の状況などについての説明というのは、これは検察官、弁護人には大きな違いはなかったんじゃないかなというふうに思います。

ただ、責任能力の点については、被告人が、事件当時、精神疾患があったということについても争いはなく、検察官は精神障害の影響はあるんだけど、もともとの人格に基づく判断において犯行を犯しているということで、責任能力は残っていたという主張だったと思います。

それに対して、弁護人は冒頭陳述では、娘を殺して自分も死ぬという行動を自分の意思では思いとどまることができないような精神状態だったという主張だったと思います。

双方の冒頭陳述、審理の最初にお聞きになって、その後の証拠調べの中でどういう点に着目して審理に臨めばいいのかという理解はできたでしょうか。

裁判員経験者 2：検察の方からでも冒頭陳述メモというのを配っていただきまして、その中にまとめて時系列で書かれていましたので、事件の概要というのはこちらのほうで分かりやすく説明されたと思います。

弁護人の方からの冒頭陳述なんですけども、今日は書面で書いたものをいただいているんですけども、裁判のときはこういう書かれたものはなくて、言葉で説明されたところでした。

何か書いたものがあつたほうが、素人から見ると、後から見て分かりやすいとか、文字を見ながら聞くとか、そういうのも理解しやすかつたのかなという気はします。

司会者：やはり弁護人のほうからもそういうメモをいただいていたほうが、双方

の主張のどの辺りが違うのかというところが分かりやすかったかなということでしょうか。

裁判員経験者 2：結果的には、それによって裁判の審理が変わったということは全くないんですけども、書面があったほうが分かりやすかったかなと個人的には思います。

司会者：あとこういう責任能力をどのように判断するのかということについて、一応検察官の冒頭陳述の中では説明がありましたし、恐らく裁判所からも冒頭陳述が終わった後に責任能力の概念の説明ですとか、その有無とか程度をどのような点から判断するのかということの説明はあったかと思います。これは検察官だけじゃなくて裁判所からも説明があったということによろしいんですかね。

裁判員経験者 2：そうですね。はい。その説明はあったと思います。

この時点では概要だけしか、細かいところというのはその証拠調べのところに出てきたところだと思いますので、主張されている内容というのは理解できたと思っております。

司会者：検察官の冒頭陳述メモを見ますと、これはA 4、1枚というものでしたが、事案の概要とか、これからの審理でどういう証拠調べをするのかというのは、この程度の情報量でも十分だったですか。

裁判員経験者 2：だと思います。この時点で細かいところまでは必要ないかと思えます。

司会者：それでは、3番さんにお話を伺おうと思います。3番さんの事件は先ほど御紹介いたしましたように、公園で知人の首を絞めたという事案で、そして、両手で首を絞めたのかどうか、殺すつもりまであったのかどうかという点が争点になりました。検察官は被告人が被害者に馬乗りになって首を両手で絞め続けていたことすとか、死ねというような発言をしていた、そして、被害者に対して物すごく強い怒りを抱いていたというようなところを主張しておられます。そして、その主張については、被害者だけではなくて、たまたまおら

れた目撃者の証人から立証する。そういうような冒頭陳述だったと思います。

これに対して、弁護人のほうは、冒頭陳述でそもそも両手で首を絞めていない、殺すつもりはなかったし、それほど死ぬ危険があるようなこともなかったという主張だったと思います。

この点、まず、冒頭陳述を双方お聞きになった上で、当事者双方の主張は、十分に理解は大丈夫だったでしょうか。

裁判員経験者 3：私が担当しました事件は、先ほど司会者の方がおっしゃられたように、争点としては殺意があったかどうかというところが一番大きな点でした。それについても検察官の冒頭陳述メモ、これが余りにも分かりやすく、逆に、検察官側の意見に立ってしまいそうな資料でした。弁護人の方の陳述メモですけれど、何かそれを否定するような意見だけであって、逆に、何か弁護人としての冒頭陳述としては弱いかなというイメージは持ちました。

やはり最初の検察側の冒頭陳述というのは、非常に私にとってはインパクトが強くて分かりやすく、あっ、これはもう完全に被害者側の意見に立って考えなければならないというのは、まず、一番最初に思ったことです。

弁護人の方の冒頭陳述を聞いておると、こういうことを申し上げていいかどうか分かりませんが、この弁護人の方がどこまで真剣に弁護されるのかなというたらおかしいんですけど、余りにもインパクトが弱かったというところが、印象ですけど、そういうことはちょっと感じました。ちょっと語弊があるかも分らんけど。

山下弁護士：いえいえ、おっしゃってください。

裁判員経験者 3：インパクトがちょっとなかったというところでは、私としての率直な感想でございます。以上です。

司会者：検察官、弁護人の冒頭陳述で何か勝負がついてしまったようなことでしょうか。

裁判員経験者 3：そういうイメージがありました。

司会者：そういうイメージがあったということですかね。本来、冒頭陳述という

のは、証拠、それ自体ではございませんので、それで事件の心証をとるということはできないわけですがけれども、やはり最初のそういうプレゼンとしての効果というのが大分違うかったということですかね。

裁判員経験者 3：そうですね。

司会者：弁護人のほうの冒頭陳述のインパクトがいまいちだったというのは、特にどういうところなんですかね。

裁判員経験者 3：この冒頭陳述メモを見ていただけると、結局、殺すつもりはなく死ぬ危険がなかったことの陳述の内容として4点挙げられているんですけど、ちょっとこの4点が余りにも弱いという印象を受けたというところが大きなところでした。

司会者：ここに挙げておられる点自体から見ても、ちょっと何か首をかしげてしまうと、そんな印象だったということでしょうか。

裁判員経験者 3：要は、検察官のおっしゃっていることの反論にしか聞こえなかったというところです。

司会者：それでは、4番さんの御感想をお伺いしたいと思います。ヘロインの密輸という事件で違法薬物の存在を認識していたかが争われていまして、検察官は、冒頭陳述メモを見ますと、違法薬物の存在を認識していたことを基礎づける事実として5点述べられていましたかね。それに対して、弁護人の冒頭陳述では、そもそも被告人はスーツケースの中に違法薬物ではなくて宝石か何かが入っていると理解して、スーツケースを渡された、被告人自身の来日目的も自動車の輸入事業を行うために来ていたという主張だったと思います。

ある意味では検察官、弁護人のそれぞれのストーリーに従った冒頭陳述だと思いますが、まず、こういう冒頭陳述、最初にお聞きになって、これからの審理がどの辺りがポイントになるのか大体予想がついたのでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね、私も最初のプレゼンで、検察官の味方ではないんですけど、そんなふうに印象づけられたというのがありますね。弁護士の方の意見を聞いて、本当に私も思ったんですけど、弁護する気があるのかなとい

う。ちょっと難しい事案だったとは思いますが、スワヒリ語ということもあって、検察官が1名で、弁護士の方は2名ついていたんですけど、最初のほうでも資料を出す、出さないでもめているではないですけど、話し合いがされてなかったというのがあったのと、被告人も二転三転していたことがあって、弁護士の方もちょっと驚いてたりしたこともあったので。その点、検察官はしっかりした冒頭陳述をされたので、その印象で私も悪いというイメージをつけられてしまったというのが正直な感想でした。

司会者：何となく弁護人サイドが、被告人と打ち合わせがどれだけうまくいったのかどうかという問題があるのかも分かりませんが、主張としても右往左往しているような印象があったと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。それで弁護士の方が早口でちょっと分からなかったのです。

司会者：それは冒頭陳述の読み上げが早かったんですか。

裁判員経験者 4：そうですね。全てにおいて早かったのです、後で別室に行ってもう一回聞くという形になってしまったので、こういうふうに弁護士の方は言われたのですよというふうに裁判官の方から説明を受けた状態なので、こっちもやっぱり緊張しているので、聞こうと思うけど緊張して飛ぶ場合があったりするので、できればゆっくりしゃべっていただければありがたかったかなと思います。

司会者：ありがとうございます。

それでは、5番さんにお話を伺いたと思います。先ほどもちょっとお話しされましたけれども、殺意があるのかどうかというのを状況から判断しなければいけない、そこに非常に難しさを感じるということだったと思います。

検察官、弁護人はそれぞれ殺意の有無を認定するに当たって、事件当時のいろんな状況などをまず冒頭陳述で主張されていたんじゃないかと思います。まず、検察官、弁護人でどのような点が違うのかというところは、冒頭陳述では十分伝わってきていたでしょうか。

裁判員経験者 5：検察官，弁護士ともおっしゃりたいことは冒頭陳述の段階で非常によく伝わってきたなという印象を受けました。

中身でいいますとレジュメみたいなものを渡されて，要旨ですね，非常に対照的で，検察官側が出してきたものは比較的箇条書きタイプで，ぐっと情報が凝縮されたものが出されてきたこと。弁護士側が出してきたものは非常にソフトな語り口で，一般の方が読んでも非常に分かりやすく書かれていたなあという印象があります。

それから，情報量という点では，検察官が出されていたほうがはるかに多くて，よくよく読み込めば，もうこれを見た段階で決着がついているかなという印象を受けました。特に，殺意の有無ということだったんですけども，一般会話レベルで使っている殺意という単語の意味を超えて法律上裁判で裁くときには殺意というのはこういうふうを考えるんですよということを教えられて，それだったらもうこれは決定じゃないかというような印象をこのレジュメを見た段階でそういうふう考えたんじゃないかなあというふうに思っています。

司会者：検察官の冒頭陳述メモはどちらかというと箇条書きになっているのに対して，弁護士の冒頭陳述要旨は，これは今お手元にあるそういう文章式のものを法廷で読み上げられたということですかね。お手元にもこの文面というのはあったんでしょうか。

裁判員経験者 5：あったような記憶があります。そのままそれを読み上げた，そういう感じでした。

司会者：今のお話ですと，そういう殺意の概念についての法的な説明を前提とすると，冒頭陳述だけで検察官の主張のほうで決まりかなというような印象を受けたということによろしいですか。

裁判員経験者 5：そうですね。その点においては最初から決着がついているような印象を受けました。

司会者：全員の方からお話を聞きましたが，弁護士サイドがいろんな分が悪かつ

たというようなお話もあったかと思えます。ただ、恐らく弁護人サイドとしてはまたいろんな御事情もあるんじゃないかなと思えますが、何かこの点について、山下弁護士、御説明をよろしいですかね。

山下弁護士：本来は御意見を聞く場なんですけれども、恐らく、初めから決着がついているような事件というのは、本来であれば、弁護人のほうが、被告人がやっていないとか、殺すつもりはなかったと言ったからといってすぐそのまま信じるんじゃないくて、それは本当にそうなのかというふうに裁判になる前に見きわめて、それはあなたの言っていることは認められにくいということも言っても、やっていない、殺すつもりはなかったということであれば、やはりそれは絶対そうしないといけないとは思っているんですが、恐らく多くの弁護士の意見だと思います。

今回、皆さんが参加された事件について、弁護人がそういった活動をしたかどうかというのは分からないんですけども、私から見ると、正直、そんなことを争ってもなかなか認められないんじゃないかなというのがあります。ただ、そもそも分が悪いというところで戦ってしまっているというのと、あとプレゼンという形式において、検察官のほうは組織立てて情報交換しながらやっている。弁護士会のほう、弁護士同士もやっているんですけども、それがまだまだ弱いかなということは、本当に今日の意見ですごく分かりました。参考にさせていただきたいと思えます。

司会者：それでは、この後、実際の証拠調べの内容についての皆さんの御意見を伺いたいと思えますが、ちょっと休憩の時間をとりたいと思えます。10分ほど休憩いたしますか。

(休憩)

司会者：全員そろっておられますので、もう少しお話を聞かせていただければと思います。

これから、当事者の証人尋問の内容ですとか、あといろんな証拠の内容、それから、最終的にそういう法廷で見たり聞いたりした証拠と最終的な判断、事実認定、法的判断についてもっと何か工夫の余地がなかったか、お話をぜひともお聞きしたいと思います。

1番さんが担当された事件は要するに、殺意の有無の関係では、被告人の話と被害者の方のお話を聞いて、まずどちらの話が信用できるのかと、その辺りだったかと思うんですよね。実際に証人尋問とか被告人質問をされる時、当然、検察官、弁護人は自分たちの主張をちゃんと裁判員、裁判官の方にアピールするようにいろいろと工夫はされているんじゃないかなと思うんですけれども、どちらのほうの方が分かりやすかったとか、逆に分かりづらかったとか、今の時点で何か御印象ありますか。

裁判員経験者 1：弁護士さんの悪いところばかり言うようなんですけど、私の中の担当の弁護士さんも2人いてはったんですけど、毎回同じようなことを言っているようで、何が言いたいのかちょっとはつきりせんところがあつたんですよ。それで、一応話が済んで、みんな集まって休憩するときに、裁判官さんとかほかの人にああ言うてはるという内容を聞くような状態で、私らが法廷で弁護士さんが言っている言葉がはつきり分かるということはまずなかったと思います。

司会者：それは、例えば、質問の仕方とか、いろんな説明の仕方が、要するに、裁判官にもう一度聞かないと分からない、どういうことを言っておられるのか十分理解できないということですよ。

裁判員経験者 1：そうですね。検察官の人が言っているのは分かるんです。それで、弁護士さんのほうが被告人をかばうように言いたいのがやろうけど、その内容というのか、それが余りはつきりしないんですよ。後でまた部屋に戻って聞き直すとか、書面を見るとか。だから、余り言いたくないんですけど、やっぱりそのところはもうちょっとはつきり、私らにも分かるように言ってほしかったなと思いました。

井上検察官：今おっしゃっていたのは、要するに、我々が質問とかしますけれども、その質問の意図とかが分からなかったという意味ですか。

裁判員経験者 1：質問されて答えているんですけど、どういうんですか、いいほうに言おうと思うてるんやろうけど、その内容というのがどういうふうに言いたいのかというのがもう一つはっきり分からないんですよ。

井上検察官：要するに、言葉の発音とかそういうことじゃなくて、内容の面という意味でおっしゃっているのですね。

裁判員経験者 1：言葉もはっきり聞き取りにくいというんですか。

井上検察官：分かりました。どうもありがとうございます。

司会者：弁護士のそういう法廷での発言の言葉自体が聞き取りにくかったということですか、それとも内容が分かりにくかったということですか。

裁判員経験者 1：聞き取りにくいし、内容ももう一つはっきりしていないというような感じ。毎回、何か同じようなことを繰り返し言っているような感じで。

司会者：それは結構同じような質問を繰り返していたりとか、そういうことですか。

裁判員経験者 1：いや、そういうんじゃない。

司会者：そういうんじゃないんですか。

裁判員経験者 1：質問はしているんですけど、前からのを繰り返して言っているとか、何かこう、もう一つ、まあ、私だけかも分かりませんが、もう一つははっきり弁護士さん側の意見として言っているのが私には余りはっきりとりにくかったという。すみません。

小倉裁判官：おっしゃりたいこと、実はよく分かりまして、その場を経験しないと非常に表現しにくいんですけども、弁護士さんがややこもったような口調だった方ということもありますが、言っている内容も何かやや漠然としたような主張の面があったので、要するに、こうだからこうだという、はっきり論理的につながるような主張になっていないところも少しあって、結局、何でこれがこの結論になるんだらうというのがちょっと分かりにくいところがありました

よね。そういうことをおっしゃりたいんじゃないかと。

司会者：割と漠然と印象的というか、そういうような主張とか。

小倉裁判官：責任能力というのも、病気だからおかしいというのは分かるんだけど、この事件とどうつながっているのかがよく分からない。多分、そういうことだと思っんです。

司会者：今のところとまた関連してくるのが、責任能力についての審理というところだと思っんですよね。この事件は、これは、起訴前に精神鑑定か何か実施していたんでしたかね。

裁判員経験者 1：そうです。はい。

司会者：そして、捜査段階で精神鑑定をされたお医者さんが法廷でそういう精神障害の有無ですとか、あと精神症状が事件にどのような影響を与えていたのかについて説明があったかと思っます。この辺りの説明というのはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：事件に関してはこの病状は余り関係ないと言ったように思っますけど。

司会者：精神科のお医者さんがですか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：それは要するに、精神障害という診断は受けているけれども、事件とは関係ないんじゃないかというような御説明があっって、その辺りの御説明というのは、これも先ほどお話しされていましたが、それは非常によく分かったというような御感想だったんですかね。

裁判員経験者 1：そうですね。よく分かりました。

司会者：弁護人のほうの主張はちょっと分かりづらかったというのは、そういう精神科医の説明と弁護人の主張がどういうふうに関連しているのかというところが伝わらなかったということですか。

裁判員経験者 1：そうですね。

司会者：ありがとうございます。2番さんの事件、先ほどから御紹介しています

けれども、精神科医の証人尋問の前に、被告人の御家族の証人尋問ですとか、それから、福祉関係の方の証人尋問というのがまずなされて、その後に精神科医の方の御所見があったと、そういうような審理の流れだったかと思います。

まず、そういう審理の流れについて、いかがだったですかね。

裁判員経験者 2：一番最後に精神鑑定の先生が証人に出られて、何か印象的には、ずっと審理してきましたけど、最後、これが答えでしたみたいな感じは受けました。

司会者：まず御家族とか、いろんなふだんから被告人が接していた方のお話があって、それで精神科医の方の御説明というのもそういうようなお話を前提とすると、非常に理解しやすかったというような感じですか。

裁判員経験者 2：そうですね。流れとしては分かりやすい説明だったと思います。

司会者：あとこの事件というのは、先ほどからも御説明してはいますが、被告人が精神疾患にかかっていたこと自体は検察官、弁護人も争いがなくて、ただ、責任能力が残っているのかどうか。そこが一番検察官、弁護人の大きな主張の対立だったですよ。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：その辺りを判断されるについて、結局は弁護人のほうの主張を判決はとったわけですが、そういう当事者の主張とかをお聞きになって、責任能力の判断について非常に難しいと感じられた点とか、あと当事者の主張とか立証について何か問題点として感じられたような点というのはあったでしょうか。

裁判員経験者 2：検察の方と弁護の方のお話を聞いて、実際、殺害されたとき、その直後ですね、本当に加害者としてどう考えてどう行動したのかという説明が余りなかったと記憶しています。

司会者：検察官、弁護人のその辺りの主張と申しますかね、最終的には論告弁論という形で証拠を踏まえてそれぞれ主張されているんですけども、その辺り

をもっと踏み込んで、そのときそのとき被告人がどのように考えて行動していたのかというところをちゃんと説明し切れしていないんじゃないかと、そういうような御印象だったのでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。そうだったと思います、はい。

司会者：当然、論告弁論は参考にされたんでしょうけれども、評議の中で裁判員、裁判官で大分詰めて議論しなければならなかったということですかね。

裁判員経験者 2：そうですね。それが逆におもしろいと言ったらおかしいですけども、みんなが考えて、本当は何があったのかというのを突き詰めて考える機会になったといいますか、私としても余り細かくこの人がどう考えて何をしているかというところ、そこまで細かく考えることは今までなかったんですけども、評議の中でいろいろ考えるところがあった、どう考えたらいいかとか、そういう勉強にもなったと思います。

司会者：精神障害というのがいろんな判断とか行動にどのような影響を及ぼすのかというのはそういう経験がない者にとってはなかなか分かりづらいですよ。その辺りの精神科医の先生の御説明というのはいかがだったですか。

裁判員経験者 2：全てはちょっと分からないんですけども、大きな筋といいますか、中身は分かったと思います。

司会者：逆に専門用語が多くて分かりづらかったとか、そういうところはなかったですか。

裁判員経験者 2：その辺は御説明していただきましたので分かりました。

司会者：ありがとうございます。それでは、3番さんにお伺いいたしますが、これは被害者の方御自身の証人尋問と、それから、先ほどもお伺いしましたけれども、たまたま現場に居合わせた方がお二人おられたんですか。その方の証人尋問と、それから、あと首を絞められたとされる被害者のけがの状況を診察されたお医者さんの証人尋問がなされたということだったと思います。

まず、証人尋問というのは、検察官、弁護士、ちゃんと的確にできていたのでしょうか。

裁判員経験者 3：証人尋問自体は、何と申しますか、こんなもんとおっしゃるかもしれませんが、全く裁判自体を知らない人間にとってはこういうものかというところで、違和感は特になかったです。

ただ、被害者の方が証人に出られるというところで、こういうことがあるのかなあというのは印象に残りました。ただ、被害者の方が証人でしゃべられた中身によって、当初、最初にもちょっと申し上げましたけど、被害者支援という立場から、被害者有利な考えになるのかなと思っておったんですが、この被害者の方の証言によって、え、待てよ、被告人のほうが正しいんじゃないかというような印象づけられたというところがございました。

それと目撃者の方、2名の方については実際のことを正直にしゃべられているという印象でした。

それとお医者さんにつきましても事件性については語られず、その症状のみについて語られていました。この方、首の軟骨を骨折したという、結局、圧迫すれば骨折するという単純明快な説明でしたので、特に違和感はございませんでした。

ただ、先ほども申し上げましたけど、被害者の方が証人に立たれていろんなことをしゃべられたことによって、被害者の方のほうもちょっと悪いんじゃないのという印象を受けたというのが、一番、今回のこの裁判で印象に残った部分でございます。

司会者：それはこういう犯罪の被害に遭った人を果たして法廷で証言させるのがいいかどうかというところを、最初、こういう裁判員裁判を経験される前は疑問とかを非常に感じておられたと、そういうことだったんですね。

裁判員経験者 3：そうですね。はい。それとその前提として、知人であったというところもございまして、知人で、過去の経緯をいろいろ聞いていると、最初は仲よくお二人でお仕事をされていたようなところもお話をされて、何でこの人、殺人未遂事件を起こすんだというところが、ちょっと不思議に思いました。

司会者：結果的にはそういう被害者の方のお話も聞けて、初めて事案の中身というのがよく分かったと、そういうような御印象だったということですかね。

裁判員経験者 3：そうです。はい。

司会者：あと4番さんは外国の方の事件であったということで、まず通訳が入って、証人尋問とか被告人質問で非常に時間がかかったこともあったかと思いますが、これはスワヒリ語の通訳だったんですね。

裁判員経験者 4：そうです。だから、普通の日本人相手、もしくは英語の相手ならそんなに考えて質問しなくていい言葉をすごく考えながら、日本独自の言葉とか通じないというのがあったので、裁判員、裁判官、検察官、弁護士の方はすごく大変だったなという印象があります。

司会者：質問の仕方や言葉の使い方を検察官、弁護人も考えておられた、そういうことなんですかね。

裁判員経験者 4：検察官の方は的確に言っていたんですが、弁護士の方が質問すると、通訳の方がそれはというのが何回かあったので、大変とは思いますが、被告人とか皆さんにも分かるような言葉をしていただけたらいいかなと思いました。

山下弁護士：それは通訳する以前に日本語として分かりにくかったということですか。

裁判員経験者 4：それもちょっとありました。

司会者：日本語として分かりづらいというのは、要するに、質問が、どういう意図で何を聞きたいのかがピンとこないという感じですか。

裁判員経験者 4：そうですね。結局、何を弁護したいのかなというのが分からなかったもので、大変とは思いますが、弁護するんやったら、こうだからこういうふうにして証拠がないんだよ、この人は悪くないんだよということをもっと分かりやすくやればちょっと変わったのかなというふうに思います。

司会者：あと4番さん、担当された事件は被告人質問以外に税関の職員の方も証人尋問されたんですね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：まず、検察官から税関職員の証人尋問をされたと思うんですけども、そういう税関職員の証人尋問で一体何を聞きたいのかとか、その辺りはちゃんと伝わっていましたか。

裁判員経験者 4：伝わりましたし、質問の意図もちゃんと分かりましたし、答えもちゃんと分かりましたので、それは問題ないです。

司会者：たしか税関の職員が最初被告人と接したときにどのような話をしてたか、そういうことでしたかね。

裁判員経験者 4：そうです。はい。

司会者：ありがとうございます。じゃあ、続いて、5番さんのお話をお聞きしたいと思います。5番さんの事件も被告人の話以外に被害者である夫自身と、被告人のお父さんの証人尋問があったんですね。検察官、弁護士、被告人質問、証人尋問はいかがだったですか。

裁判員経験者 5：特にその中に印象に残ってきたものはないですね。通り一辺倒のことを聞いて、書かれてあるような内容ですね。こうですね、間違いないですねという、確かめるような質疑応答が繰り返されたように思います。

司会者：最初、法廷でもっと何かいろんな活発なやりとりがされるんじゃないかなと思っていたところ、大分違うかったということですかね。

裁判員経験者 5：ドラマでやっているような展開はないだろうなあとは思っていましたが、もうそれ以上にごくごく淡々と進んで行っているなというような印象を受けました。

司会者：5番さんの事件、先ほどもお話があったかもしれませんが、刺したときの被告人と被害者とされる夫の方の体勢とか、これは特に大きな争いがなかったんでしたかね。

裁判員経験者 5：どの段階でどういう言葉を発したとか、立ち位置がどうだったとか、その後、どういう行動をとったのかというのが非常にポイントになっていまして、結果的にはメモに出てくる以外の重要な言葉が後から出てきて、あ

れっという、進めてきた話がまたちょっと方向転換みたいなことになったりして、具体的に言うと、被告人の側がもう刺すぞみたいな言葉を発したと、そういうことが全然、検察官側も弁護士側も調べ切れていなかったのかなあと。実際、裁判の場で飛び出して、うーんという感じだったというのはありますね。被害者の側がそういうふうに言われたと。被告人もそれ認めますかと。はい、そうですね、あっさり認めちゃったので、あれって、メモに書いていないんじゃないかみたいな雰囲気になったのは覚えていますが、ほかにも行動の流れですね、立ち位置こうで、この次これをして、この次これをしましたというのでも、質問の中で新しいのがふっと出てきて、あれっていう、裁判官の方が、もうちょっと確認させてくださいねというのが出てきたりして、だったらここ、もうちょっと考え直さなきゃいけないんじゃないのかなというようなことがちらほら、大きくは今の2点ですね、出てきたのが印象に残っています。

司会者：その辺りは、検察官とか弁護人の質問の中で今まで冒頭陳述とかでは言われていないような証言とか事実が出てきたということですか。それとも裁判官とか裁判員の方が補充質問される中で出てきたということですか。

裁判員経験者5：刺すぞみたいな言葉に関しては被害者の方がおっしゃったと思うので、それを証人尋問かで、検察官が聞いたのか、裁判員が聞いたのか、裁判官か聞いたのかちょっと覚えていないんですね。

で、その行動パターン知りませんでしたけどもという話は、たしか僕が聞いてたらぼろっと出てきて、裁判官の方が、え、ちょっと待ってみたいな話で、詳しく突っ込んだという話だったと思います。

司会者：最後に、殺意があったのかどうかということは冒頭陳述だけでほとんど判断できたよねというような話だったと思いますが、普通で言われている殺意と法的な概念としての殺意の違いの説明があったかと思うんですよね。法的に言われている殺意というのは、人が死ぬことが危険な行為として分かっている、いわゆる積極的な、絶対殺してやるというようなものではなくてもいいんだよというような説明だったと思うんですよね。その辺りの説明を前提にすれ

ば、今回の殺意の認定の判断については大きく悩むようなところはなかったと、そういうような御印象だったでしょうか。

裁判員経験者 5：私個人的には冒頭陳述メモ、殺意とはというふうに丁寧に書かれてありまして、裁判官からも、こうこうですねというふうな説明はきちんとなされていまして、私としては非常に分かりやすくて、もう聞いた瞬間に、ああ、大体もう分かったなというような感じでしたけど。ただ、全員がよく理解していたのかどうかというのはちょっと疑問でした。

司会者：実際評議に入った段階で、また裁判官からそういうふうな説明があったんですかね。

裁判員経験者 5：はい。殺意の点に関しては、2段階ぐらいに説明文が分かれていると思うんですけども、分かりづらい方には非常に分かりづらいのかなあというふうな印象を受けました。どうしても、ふだん、日常的な殺意という概念のほうに戻ってしまって、そっちのほうで突っ走っていってしまいますので、そういう点では裁判で、法律で使っている殺意と日常で使っている殺意の違いというところが非常に混同されて使われるようなことが起こっていたんじゃないのかなあというふうな感じでした。

司会者：それでは、実際の証拠調べの点について皆さん全員から御意見を伺いました。今までお伺いした内容では、もう既に最終的な当事者の主張の取りまとめである論告とか弁論についての御意見もちょっとあったかと思うんですが、最後に、当事者、検察官、弁護人の訴訟活動について、もう一言、言っておきたいというようなことがあれば皆さんからお一人ずつお話をお聞きできればと思います。

まず、1番さん、いかがですか。

裁判員経験者 1：余り難しいことは分からないと思っていたんですけど、私は私なりに日常についてというか、日常生活の中で入って考えてみて、そしてみんなと意見を交わしていったんですけど、私は口下手でうまいことよう言わないんですけど、それでもいろんな話をしたり聞いたりしてできたのは私にはよか

ったかなあと思っています。

司会者：ありがとうございます。では，2番さん。

裁判員経験者2：検察官の論告の中で，心中を図ろうとして殺してしまって，あとで自分も自殺しようとしたと，このような一連の行動は無理心中として合目的的であるというふうに書かれていて，簡単に説明をされていたんですけども，後で実際に本当にそういう行動をするのか，正常な認識ができて，判断ができる人がそういう行動をとるのかというところが，ちょっとあり得ないことというのがたくさんありまして，なぜ，裁判になったのかなというぐらいの印象がありました。

司会者：なぜ検察官は責任能力があるとして起訴したのだろうかというようなことを，疑問を抱かれたということですか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：3番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私の担当した事件につきましては，先ほど弁護士の方がおっしゃられたように，検察側は組織立って研修されて，いろんな分かりやすい資料をお出しただいて，非常に裁判員としてはよかったなという印象は受けております。

ただ，先ほど弁護士さんからもおっしゃられたように，弁護士さんも個人で動かれているというところもあり，なかなかそういう組織立ったところでは動きにくいのかなという印象は受けました。

もう1点，今回，私が担当した事件については，殺意というところで，やはり首の骨，軟骨を骨折しているというところが決定的であったので，担当された裁判長の方にもいろんな御説明も受けて，最終的に結論が出せたというところで，私としてはいい経験をさせていただいて，また，弁護士さんも大変ですけど，努力されておったのかなあというところでございます。以上でございます。

司会者：お願いします。

裁判員経験者 4：そうですね。大変とは思いますが、弁護士さんがもう少しちゃんと弁護をすれば変わった結果になったのかは分かりませんが、読んだ限りではもうほとんど被告人が悪いという印象と、プレゼンで悪いイメージがついてしまったので、私たちやっぱり素人ですし、緊張も最初のほうはしているので、検察官は何が言いたくて、これが悪いですというのが分かったので、できれば弁護士の方もスワヒリ語なので大変だったとは思いますが、私たちに語りかけてくれたらよかったですのかなと。

山下弁護士：質問させていただきたいと思いますが、もっと違う弁護をすればよかったとおっしゃった点なんですけども、それはここまで被告人が言いわけを二転三転させるというような状況においては、もう認めて、悪いことはしたけれどもという形で反省したほうがよかったということなんでしょうか。

裁判員経験者 4：被告人は、私は知らないはずと言っていたんですけども、質問をするたびに供述が二転三転、違う場所からもらったとか、違う人からもらった、いや、それは家からだというのがあったので、弁護士さんもそれは言っていなかったよねというのがあったので、話し合いというのも変ですけど、確認していればよかったですのかなと。

山下弁護士：打ち合わせ不足のように見えたということ。

裁判員経験者 4：そうですね、それは見えました。

司会者：じゃあ、5番さん。

裁判員経験者 5：全体的な流れの中で裁判の初日に証人尋問、被告人質問等をやらなくてはいけないと、それを午後からやったんですが、午前中だけであらかたのことを頭に入れておいて、いざ、初めて椅子に座らされて、マイクを持って、ちゃんと適切な質問ができるのかどうかといたら、私はかなり無理だなというふうな印象を受けました。やっぱり非常に緊張もしていますし。で、このレジュメを見て、どういうふうな点を突っ込めばいいのか、何を聞けばいいのかということがありますので、初日に質問をするというのは非常にハードルが高かったなど。あとはもう評議ばかりで、考え直してみて、じゃあ、もう一

回聞いてみたいなと思ったときにはもう聞くチャンスはないと。僕としてはもう一回聞いてみたかったなど。初日に頭の中が余り整理されていない状況で緊張した状況の中でこういうふうにマイクを持って、あの空気の中で自分の聞きたいことをちゃんと聞けるのかといったら相当難しかったなどという印象があります。

司会者：本格的な証拠調べに入る前に、日が変えてあるとか、そのほうがよかったんじゃないかと、そういうような御意見ですかね。

裁判員経験者 5：そうですね。事前準備がもうちょっとないと厳しいかなと。あの状況の中で、ちゃんとした質問をできる人はほとんどいないんじゃないのかなと。法学部出身で模擬裁判とかをいっぱいやっているような人なら別なんでしょうけど、普通のサラリーマンとかがぽっと出てきて、この空気の中でちゃんとこのレジュメを読んで、はい、どうぞと言われてもかなり無理があるかなという感じでした。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者 5：あと写真を見せられたんですけど、刺された部位ですね。あの点に関しては生々しいものが出てくるのかなと思ったんですけども、カラーじゃなくて白黒でぽんと出てきて、それが長時間映し出されることのないようにという配慮がされていまして、非常に気を使っているなど、その辺に関しては非常に感心をしました。

司会者：ありがとうございます。

それでは、最後に、皆さんに守秘義務の点についての御感想や御意見を伺いたいと思います。

裁判官からは最初の宣誓の手續の前ですとか、判決の宣告が終わった後にも、守秘義務の御説明をさせていただいたかと思えます。守秘義務が設けられている趣旨としては、評議の場で皆さんが率直に意見を交換するために必要なんですよ、それから、皆さん自身のプライバシーとか、安全を守るためにも必要です、それで、評議の内容というのは秘密にしてくださいという御説明をし

たかと思います。

皆さん、実際、裁判員として初めて裁判を担当されて、裁判中ですか、それから、裁判が終わってから、改めてそういう守秘義務があるということについて、果たして本当に必要なのかとか、あと守秘義務があることによって精神的な負担があると感じられるようなことがあるのかどうか。その点について一言ずつお話をお聞きしたいと思います。

まず、1番さん、いかがですか。

裁判員経験者1：特にはありません。

司会者：じゃあ、今度は2番さん、お願いします。

裁判員経験者2：私の担当させてもらった事件は特殊な、家族の中でのものだったので、一般的な事件とはちょっと違うかなと思うんですけども、そういう場合には特に守秘義務は必要とは感じなかったというか、どう言ったらいいんでしょうかね、自分に何か不利益が起こるとか、そういうことは全くない案件でしたので、そういう部分に関しては要らないのかなと思ったんですけど、そういうので切ることもできないと思いますので、事件ごとに守秘義務が変わるといのは難しいと思いますから。特にこうでないといけないという意見はないです。特に守秘義務について必要であるとは思わなかった裁判でした。

司会者：結論的にも無罪になった事件ですし、特にそういう守秘義務について神経を使うようなところは、御自身としては感じられなかったということですかね。

裁判員経験者2：なかったです、はい、そうですね。

司会者：3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私は守秘義務についてはやはりこれは必要だと考えております。というのは、被害者や加害者のことを考えれば、知らないところでいろんな情報が漏れるというのはいけないことだと思いますし、それについても私が担当していただいた裁判長からもいろんな説明を受けましたし、その辺では守秘義務が守られて安心するということをございます。

私についても、今回、経験者3ということで、私も個人情報というところで余り知られたくないというところもございますので、やはりそれ相応の相手の立場に立ったことを考えれば、守秘義務は必要だと考えております。以上です。

司会者：4番さん、いかがですか。

裁判員経験者4：私もないよりはあったほうがいいのかなどは思いますね。ただ、やっぱりみんなが聞きたいのって、その話し合いの内容だと思うので、こういうふうに話し合ったよと、それが言えないというのは、ストレスではないんですけど、ちょっともやもや感がありましたね。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：守秘義務に関してはやっぱりあったほうがいいのかなど。評議室の中で誰が何をしゃべったのかということが、深刻な例えば殺人事件なんかになってくると、誰が何を言ったのかということが例えばツイッターとかネットで漏れてしまうと、それがもしかして出所してきた犯人の耳に入ったらどうなるか。何らかの間違いで名前とか住所が手に入ってしまったら、復讐される可能性とかもありますので、あるいはこんな非常識なことを言っていると、逆に罵詈雑言を投げつけられて、ネットの中でリンチに遭うみたいなことも考えられますので、評議の中で誰がどんな発言をしてどんなジャッジをしたのかというのはやっぱり守秘義務の中で一番重要だと思いますけど。そういうことをしゃべられないもやもや感というのはやっぱりずうっとありますね。あの部屋の中でしゃべったことはしゃべっちゃいけないんだな、法廷の中でのことは全部しゃべっていいけれども。ついつい口が滑りそうになるのをぐっところえるのが割と努力を要する瞬間、瞬間はあるかなと。だから、その辺では守秘義務というのは大切なんですよということをぐっと重しとしてかけられたほうが非常に助かりますね。

司会者：ありがとうございます。

それでは、最後に、司法記者の方も何人か参加していただいて、事前に御質

問をいただいておりますので、お願いします。

記者：今日は貴重なお話ありがとうございました。

私のほうから1点質問がありまして、殺意を立証する際に、場合によっては生々しい犯行現場の写真ですとか遺体の写真を見る必要があるときもあるんですが、そういった場合、そういう写真を見るのはやむを得ないと感じるのか、それとも、もし事前にそういう写真を見ると言われていたら辞退していたかもしれないと思うのか、どういうふうにお考えか答えていただければと思います。

司会者：今回、事案の内容としては担当されている方もおられますし、そうじゃない方もおられますが、全員に一通り御意見をいただきたいということですか。

記者：そうですね。今日担当された方は、多分、5番さん以外はそういうケースがなかったんじゃないかというのは話を聞いていた中で思いまして、仮定の話で、もし、そういうケースを担当するときはどうお考えかということをお答えいただければと思います。

司会者：じゃあ、よろしいでしょうか。

裁判員経験者1：私はなるべく生々しい写真は見たくないと思います。

裁判員経験者2：私の裁判ではそういう写真はなかったんですけども、やはり実際どういうことが行われたかというのを知るためには必要だと思います。

裁判員経験者3：私の事件もそういう生々しい写真はございませんでした。さっき記者さんの想定ということで、もしそういう写真を見せるということで裁判員に選ばれたらというところで、もしそういう写真を見たら、トラウマまではいかないと思うんですが、やはり心に残ってずうっと一生抱えていかなあかん問題かなあとは思っております。以上です。

裁判員経験者4：私の事件もそういう写真はないので分からないですが、もし担当したなら、もしそれが証拠になるなら私は必要かなと思いますけど。ただ、やっぱり嫌な人もいるので、事前にそういう写真、嫌な写真を見せませよとい

うのは言っていた方がいいのかなと思いました。

裁判員経験者 5：必要性から言えば見る必要があるとは思いますが、やっぱり程度、レベルがあると思うんですね。私が見た写真はそんな別に大したものでも、人によるかもしれないですけども、しゅっと切れてちょっと出てるぐらいなんですけども。例えば、震災直後なんかで死体の写真がネットに転がっていたりするんですけども、ああいうレベルだと、そういう死体とかになると、一目見た瞬間に心的障害が残るレベルの写真というのはあると思うんですね。そういうものを見てしまうと、もうその時点で非常に強い感情が出てしまって、まともな裁判にならない可能性もあるんじゃないかな。そういうレベルというのを決めていただければなと思いますね。レベル3ぐらいですよといったら、それはもうちょっと見れないなど。写真ではなく絵に描いてくださいとか、そういうふうなお願いができたらなというふうには思っています。

記者：せっかくなので、可能であればなんですけど、法曹三者の方で、証拠の写真についてどういう工夫をされているか、可能な範囲で教えてもらえたらと思うんですが。

小倉裁判官：今いろんな方がおっしゃったことが実は答えになっているところがありますけども、まず、基本的にはできるだけ必要がなければ遺体とか傷の写真は出さないようにします。現に今日の殺人事件、未遂事件の事案では、証拠に出ていなかった事件が多かったと思いますが、そのようにさせていただいていると思います。

それでもやはり見ないといけない事件があれば、それは、5番の方のお話に出たように、白黒にしてみるとか、あるいは図で済むんだったら図にしてしまおうとか、いろんな工夫もするかと思いますし、本当にどうしても生の写真を見なければいけないとなると、事前に、裁判員の選任手続の段階で、今回こういう写真を見る予定がありますという話をさせていただいたりもしていると。その辺り、やっぱり不安がある方について柔軟に辞退等を判断させていただくこともあろうかと思っています。そういうことをしながら、実際の法廷の場でも示す

必要がある場合には、事前に、今から示しますよという話をしたり、こういう必要があるのを見ていただくんですというのをできるだけ具体的に説明させていただくことをしたり、あるいはその後、それを見たことによって、本当に皆さん、ショックがないかどうか、審理の途中、評議の中でも気を使っていろいろとお話をさせていただいたり、終わった後もいろんな相談窓口をつくったりもしていて、そういういろんな努力はさせていただいております。今後もそういう努力を続けて改善していきたいと考えているところです。

司会者： 検察官からは何かありますか。

井上検察官： 実際には私もそういう写真は出したことはないです。どうしてかという、それは必要性がそんなに高くない事件だったからというところがございますので、結局のところ、必要な場合に、必要な範囲ではあり得るということになるかと思えます。ですので、基本的に言うと、必要性の範囲と程度をどう考えるかという問題になるということでございます。必要がないのにといいところでは、それはないと考えているんです。以上でございます。

山下弁護士： 基本的には皆さんと同意見です。ただ、1点だけ、極めて個人的な見解を言わせていただきますと、生々しいという言葉にも評価が入ってしまっていて、つまり、死体とか傷というのは気持ち悪いものだから、いろいろ心的ショックを与えるということを強調され過ぎているのかなということがあると思えます。この間の私の担当した裁判でも、非常に遠くから、多分30メートル以上離れて、ほとんど生きてるか死んでいるか分からないような死体の写真だったんですけども、それを見せるときも検察官の方が、今からこういった死体が映りますけれども皆さん、心構えをしてくださいと言って、ぱっと見せてぱっと閉じられた。そういった活動が、まあ、それは配慮だと思うんですけども、ちょっとそこまですることもないのになとは思ったことがあります。

司会者： ありがとうございます。実際、公判を開くときには、公判でどういう証拠を調べるのかということについて、法曹三者で協議をしているわけですがけれども、その中でやはりそういう遺体等の写真の必要性などについては十分協議

した上で、本当に必要なものに限って証拠調べをするというようなことでやっております。そういう写真などについて、どのような影響を受けるのかということについては私たち裁判官とか検察官、弁護士が受けるものと裁判員の方とは大分違ったことは当然あるかと思いますので、私たちは裁判員の方の負担について配慮しなければならないと実感しているところです。

それでは、そろそろ時間になりましたので、これで本日の意見交換会は終了させていただきます。経験者の方には貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。裁判員裁判はまだ日本の刑事司法の中では始まってそれほどまだ時間がたっておりません。この制度が社会に根づくにはやはり相当の時間がかかるかと思いますので、ぜひとも今後とも裁判員裁判についての関心を持ち続けていただければというふうに考えております。

それでは、誠に皆様、今日はありがとうございました。

以 上